○厚生労働省令第百三十五号

確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第七条第一項、第十七条第一項、第百五条及び第百六条、確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四条第二号、第七条、第二十四条第一項第四号及び第五十四条並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第八十四条の規定に基づき、確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令

（確定給付企業年金法施行規則の一部改正）

第一条　確定給付企業年金法施行規則（平成十四年厚生労働省令第二十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（給付減額の理由）	（給付減額の理由）
第五条　令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあっては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあっては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。	**第五条**　令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあっては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあっては、第二号、第五号及び第六号に掲げる理由とする。
一　確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）、リスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号並びに第十二条第一号及び第二号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）及び次に掲げる事由によりリスク分担型企業年金に係る見直しを行うこと（次号において「リスク分担型企業年金統合等変更」という。）を含む。）を行う必要があること。	一　確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において労働協約等が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直し（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金をリスク分担型企業年金に変更すること（次号及び第五号において「リスク分担型企業年金開始変更」という。）及びリスク分担型企業年金をリスク分担型企業年金でない確定給付企業年金に変更すること（次号及び第六号において「リスク分担型企業年金終了変更」という。）を含む。）を行う必要があること。
イ　法第七十四条第一項の規定による規約型企業年金（同項に規定する規約型企業年金をいう。以下同じ。）の統合	（新設）
ロ　法第七十五条第一項の規定による規約型企業年金の分割	（新設）
ハ　法第七十八条第一項の規定による実施事業所の増加又は減少	（新設）
ニ　法第七十八条の二の規定による実施事業所の減少	（新設）
ホ　法第七十九条第一項の規定による加入者及び加入者であった者（以下「加入者等」という。）に係る給付の支給に関する権利義務の移転	（新設）
ヘ　法第七十九条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継	（新設）
ト　法第八十条第一項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の移転	（新設）
チ　法第八十一条第二項の規定による加入者等に係る給付の支給に関する権利義務の承継	（新設）
リ　中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第十七条第一項の規定による資産管理運用機関（法第四条第三号に規定する資産管理運用機関をいう。以下同じ。）への解約手当金に相当する額の引渡し	（新設）
ヌ　中小企業退職金共済法第三十一条の三第一項の規定による資産管理運用機関からの資産の移換	（新設）
ル　中小企業退職金共済法第三十一条の四第一項の規定による資産管理運用機関への解約手当金に相当する額の移換	（新設）